○嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成18年３月９日

規則第12号

最近改正　令和５年７月25日規則第11号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　土砂等による土地の埋立て等の規制（第３条―第33条）

第３章　雑則（第34条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成18年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

第２章　土砂等による土地の埋立て等の規制

（土壌基準）

第３条　条例第４条の規則で定める土壌基準は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第２条第１項の特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）にあっては、同法第６条第１項第１号に規定する環境省令で定める基準の例によるものとし、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条第１項のダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）にあっては同法第７条の基準のうち土壌の汚染に関する基準の例によるものとする。

２　条例第４条第１項ただし書の確認を受けようとする者は、土壌基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等確認申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

３　前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　住民票の写し又は法人の登記事項証明書

(2)　土地の埋立て等に係る土地の登記事項証明書

(3)　土地の埋立て等に係る土地の区域及び位置を示す図面

(4)　使用する土砂等の有害物質による汚染の状況を証する書面

（事業の許可）

第４条　条例第６条第１項第１号の法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けた事業

(2)　土地改良法（昭和24年法律第195号）第７条又は第95条の認可を受けた事業

(3)　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第４条、第14条又は第71条の２の認可を受けた事業

(4)　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を受けた事業

(5)　砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた事業

(6)　採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた事業

(7)　埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第６号）第３条の認可を受けた事業

(8)　農地法（昭和27年法律第229号）第４条若しくは第５条の規定により、農地改良等を目的とする許可を受けた事業又は同法第４条第１項第７号若しくは第５条第１項第６号の規定により、農地改良等を目的とする届出を行った事業

(9)　森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項又は第34条第２項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可

２　条例第６条第１項第１号の規定により届出を行おうとする者は、許可等の処分等に基づく土砂等による土地の埋立て等の届出書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

３　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　土砂等による土地の埋立て等に係る土地の位置を示す図面

(2)　土砂等による土地の埋立て等に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し

４　条例第６条第１項第５号の規則で定める行為には、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

(1)　砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業

(2)　土地改良法による土地改良事業

(3)　道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業

(4)　森林法による保安施設事業

(5)　 道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業

(6)　 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園に関する事業

(7)　自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業

(8)　水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業

(9)　 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設に関する事業

(10)　下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

(11)　工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業

(12)　 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業

(13)　都市計画法による都市計画事業

(14)　 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業

(15)　石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

(16)　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

(17)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

(18)　地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

(19)　前各号に掲げる事業に準ずるものとして町長の確認を受けた事業

５　前項第19号の確認を受けようとする者は、公益事業確認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。また、当該申請書には、土地の埋立て等に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

６　条例第６条第１項第７号の規則で定める土地の埋立て等は、次のとおりとする。

(1)　運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土地の埋立て等

(2)　土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

(3)　採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂等（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂等を除く。）のみを用いて行う土地の埋立て等

（事前協議）

第５条　条例第６条第１項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の申請の前に土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書（様式第４号）に次に掲げる書類及び図面を添えて、町長に協議しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第５号）

(2)　公図の写し（地権者、地目及び地積を記入し、隣接地も同様とする。）及び周辺の土地利用状況図

(3)　位置図

(4)　現況平面図、現況縦横断図（縮尺50分の１～500分の１）

(5)　計画平面図、計画縦横断図（縮尺50分の１～500分の１）

(6)　事前説明会報告書「事業区域から300メートル以内の居住者（世帯主）及び10メートル以内に隣接する土地の所有者等（農地の場合は、耕作者を含む。）」（様式第６号）

(7)　隣接地権者の承諾書（様式第７号）

(8)　下流域に存在する土地改良区等の水利権者の承諾書（様式第８号）

(9)　事業者が土地の埋立て等に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

(10)　土地の埋立て等に関する計画の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面

(11)　その他町長が必要と認めるもの

（協議会の設置）

第６条　事前協議及び許可申請の円滑な審査を行うため、嵐山町土砂等による土地の埋立て等事業協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

２　協議会の委員は、副町長、総務課長、地域支援課長、環境課長、農政課長、企業支援課長、まちづくり整備課長、上下水道課長及び生涯学習課長をもって構成し、事務局は環境課内に置く。

３　協議会に会長、副会長を置く。会長は副町長が当たり、副会長は委員の互選によって選任するものとする。

（審査）

第７条　町長は、事前協議及び許可申請を受けたときは、必要に応じて協議会の審査に付するものとする。

２　協議会は、審査の結果を町長に報告するものとする。

３　町長は、前項の規定による協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書（様式第９号）により許可を受けようとする者に通知するものとする。

（許可の申請）

第８条　条例第６条第２項に規定する規則で定める申請書は、事業許可申請書（様式第10号）とする。

２　条例第６条第２項の規則で定める書類及び図面等は、次に掲げるものとする。

(1)　土地の登記事項証明書

(2)　公図の写し（地権者、地目及び地積を記入し、隣接地も同様とする。）及び周辺の土地利用状況図

(3)　土地所有者等との土地の埋立て等に関する契約書の写し（土地所有者等が事業者の場合は不要）

(4)　事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書（事業者及び土地所有者等が法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）

(5)　事業者及び土地所有者等の住民票の写し又は法人の登記事項証明書（事業者及び土地所有者等が法人の場合）

(6)　位置図

(7)　土砂等の搬入経路図

(8)　現況平面図及び縦横断面図（縮尺500分の１以上）

(9)　計画平面図及び縦横断面図（縮尺500分の１以上）

(10)　土量計算書（事業に使用する土砂等に関するもの）

(11)　計画排水平面図、縦横断面図及び構造図（縮尺500分の１以上）

(12)　事業の工程表

(13)　道路及び水路、河川等の占用許可書の写し

(14)　事業予定場所の現況写真（東西南北及び進入口から撮影したもの）及び周辺土地利用状況・搬入経路の現況写真

(15)　埋蔵文化財の所在の有無に関する証明書

(16)　他法令に基づく許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し

(17)　条例、規則を遵守し、道路、水路、水道施設等の公共施設を破損した場合は、早急に復旧する旨の誓約書（様式第11号）

(18)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類等

（許可又は不許可の決定）

第９条　町長は、条例第６条第２項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可を決定したときは、その旨を事業許可（不許可）決定通知書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。

（許可の基準）

第１０条　条例第７条各号の規則で定める基準は、別表第１に定めるとおりとする。

（変更の許可申請）

第１１条　条例第９条第１項に規定する事業変更の許可の申請書は、事業変更許可申請書（様式第13号）とする。

２　前項の申請書には、変更事項について町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（変更の許可を要しない軽微な変更）

第１２条　条例第９条第１項ただし書きの規則で定める軽微な変更は、事業期間を変更する場合で、その日数が許可を受けた日数の10分の１を超えないものとする。

（許可申請書の提出部数）

第１３条　第８条及び第11条に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、それぞれ正・副本各１部とする。

（変更の許可又は不許可の決定）

第１４条　町長は、条例第９条第１項の規定による変更の許可申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、その旨を事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第１５条　条例第10条の規定による規則で定める届出のうち、条例第６条第２項第１号に係る変更については、氏名等変更届出書（様式第15号）を、条例第９条第１項ただし書に係る変更については、事業期間変更届出書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

（承継の届出）

第１６条　条例第12条第２項に規定する規則で定める届出書は、地位承継届出書（様式第17号）とする。

２　前項に規定する届出書には、承継者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第１７条　条例第13条の規定による届出は、事業区域に土砂等の搬入を開始するとき及び一つの発生場所から発生する土砂等が500立方メートル以上の場合に当該発生場所ごとに土砂等搬入届出書（様式第18号）を提出して行わなければならない。

２　条例第13条に規定する当該土砂が当該発生場所から採取された土砂であることを証するために必要な書面で規則で定めるものとは、土砂等発生元証明書（様式第19号）とする。

３　前項の証明書は、当該発生場所に係る埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第６条の規定による届出書の写しをもってこれに代えることができる。

４　第１項の規定による届出書には、第２項又は前項の証明書のほか、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。

(1)　土砂等の発生場所の位置及び現況写真

(2)　土砂等の発生を伴う工事等に係る請負契約書等の写し

(3) 土壌検査の試料に係る土壌検査試料採取調書（様式第20号）

(4) 計量法（平成４年法律第51号）第107条第　２号の登録を受けた事務所が同法第110条の２の規定により交付した証明書（以下「計量証明書」という。）の写し、又は同法第121条の２の認定を受けた事務所が同法第121条の３の規定により交付した証明書（以下「特定計量証明書」という。）の写し

５　前項第４号の規定による計量証明書及び特定計量証明書は、第19条第２項及び第３項並びに第５項によるものとする。

（土砂等の量等の報告）

第１８条　条例第14条の規定による報告は、事業等を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内（事業等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第17条第２項又は条例第18条第１項の規定による届出の時）に、事業状況報告書（様式第21号）を提出して行わなければならない。

（土壌検査の実施）

第１９条　条例第15条による土壌検査は、事業等を開始した日から３月ごと（条例第17条第２項の規定による廃止の届出又は条例第18条第１項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、町長が指定する期日）に、町長の指定する職員が立会いの上行わなければならない。

２　前項の土壌検査の対象となる物質は次のとおりとする。

(1)　カドミウム及びその化合物

(2)　六価クロム化合物

(3)　シアン化合物

(4)　水銀及びその化合物

(5)　セレン及びその化合物

(6)　鉛及びその化合物

(7)　砒素及びその化合物

(8)　ふっ素及びその化合物

(9)　ほう素及びその化合物

(10)　特定有害物質（ただし、第１号から前号までに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち、土砂等の発生場所等から特に調査が必要と認める物質で町長が許可事業者に通知したもの

３　前項の土壌検査の物質については、同項第１号から第９号までに掲げる物質にあっては土壌含有量調査（町長が許可事業者に通知した場合には、土壌溶出量調査）を行い、同項第10号に掲げる物質にあっては、町長が許可事業者に通知した調査を行うものとする。

４　土壌検査の調査試料の採取地点は、事業区域において、町長の指定する職員の指示に基いて、500平方メートルごとに１地点以上の割合で均等に選定するものとする。この場合において、前段の規定により採取する土砂等はそれぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、１試料とするものとする。

５　前各項に規定するもののほか、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法第２条第２項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法第７条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によるものとする。

（土壌検査の報告）

第２０条　条例第15条の規定による報告は、事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から７日以内（条例第17条第２項の規定による廃止の届出又は条例第18条第１項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、別に町長が指定する期日）に、土壌検査報告書（様式第22号）により、次に掲げる書類及び図面を添付して行われなければならない。

(1)　検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2)　 土壌検査試料採取調書（様式第20号）

(3) 計量証明書又は特定計量証明書

２　前項第３号で規定する計量証明書及び特定計量証明書は、第19条第２項及び第３項並びに第５項によるものとする。

（標識の設置）

第２１条　条例第16条に規定する規則で定める標識は、事業施行標識（様式第23号）及び危険防止表示板（様式第24号）とする。

（廃止等の届出）

第２２条　条例第17条第２項による届出は、事業廃止（中止）届出書（様式第25号）を提出して行わなければならない。

（廃止等の場合の措置確認通知）

第２３条　条例第17条第４項の確認結果通知は、事業の廃止（中止）に伴う措置確認通知書（様式第26号）により行うものとする。

（完了の届出）

第２４条　条例第18条第１項による届出は、事業完了届出書（様式第27号）を提出して行わなければならない。

２　前項の届出書には、事業の完成状況等の写真を添付しなければならない。

（完了の場合の措置確認通知）

第２５条　条例第18条第２項の確認結果通知は、事業の完了に伴う措置確認通知書（様式第28号）により行うものとする。

（停止命令）

第２６条　条例第19条各項の規定による停止命令は、事業停止命令書（様式第29号）により行うものとする。

（措置命令）

第２７条　条例第19条各項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第30号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第２８条　条例第20条第１項の規定による許可の取消しは、事業許可取消通知書（様式第31号）により行うものとする。

（義務違反に対する措置命令）

第２９条　条例第21条第１項又は第２項に規定する措置命令は、違反行為に対する措置命令書（様式第32号）により行うものとする。

（義務違反に対する措置勧告）

第３０条　条例第22条第１項又は第２項に規定する措置勧告は、違反行為に対する措置勧告書（様式第33号）により行うものとする。

（公表の方法）

第３１条　条例第23条第１項、第２項、第３項又は条例第28条第２項の規定による公表は、町広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（関係書類の閲覧）

第３２条　条例第24条の規定による閲覧は、第８条の事業許可申請書及び同条第２項各号に規定する書類及び図面等の写しにより行うものとする。

（報告の徴収）

第３３条　町長は、条例第26条の規定による報告を求めるときは、報告徴収通知書（様式第34号）により行うものとする。

２　前項の規定による通知を受けた許可事業者は、事実報告書（様式第35号）を町長に提出しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第３４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年規則第42号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年規則第２号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年規則第12号）

（施行期日）

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（嵐山町会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）

２　嵐山町会計管理者の補助組織設置規則（平成14年規則第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町職員の職名に関する規則の一部改正）

３　嵐山町職員の職名に関する規則（平成19年規則第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

４　町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年規則第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

５　嵐山町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和57年規則第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町介護保険高額介護サービス費貸付基金条例施行規則の一部改正）

６　嵐山町介護保険高額介護サービス費貸付基金条例施行規則（平成12年規則第５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正）

７　嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例施行規則（平成13年規則第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町男女共同参画審議会規則の一部改正）

８　嵐山町男女共同参画審議会規則（平成16年規則第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町介護保険条例施行規則の一部改正）

９　嵐山町介護保険条例施行規則（平成12年規則第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

１０　嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成18年規則第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町建築協定書縦覧規則の一部改正）

１１　嵐山町建築協定書縦覧規則（平成７年規則第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（嵐山町都市公園条例施行規則の一部改正）

１２　嵐山町都市公園条例施行規則（平成７年規則第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成28年規則第26号）

この規則は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、様式第11号、様式第13号、様式第24号、様式第26号から様式第28号まで、様式第30号及び様式第31号については、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規則第32号）

この規則は、平成28年10月１日から施行する。ただし、様式第12号、様式第14号、様式第25号及び様式第27号から様式第32号については、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

　附　則（令和５年７月25日規則第11号）

　この規則は、公布の日から施行する。